

1. 概要

- 沖縄県では、建設業における労務賃金改善に関する取り組みを促進するため、沖縄県土木建築部発注の建設工事において、総合評価方式や工事成績評点においてインセンティブを付与するモデル工事を試行します。

2. 対象工事

：沖縄県土木建築部が総合評価方式で発注する建設工事で、発注者が必要と認めた工事とします。
適用時期は、本試行要領適用日以降に予算執行伺いを決裁する工事を対象にします。

3. 試行内容

(1) 総合評価方式における評価内容

① 「労務費見積り尊重宣言」の確認

- 発注者は、入札契約手続きの審査基準日までに、
入札・契約参加企業が「**労務費見積り尊重宣言**」を**決定・公表(HP等)した事実**を確認
※HPの写し、及び決定・公表しているHPのURLが確認できる資料を申請書とあわせて提出すること。
(経常JVの場合は全ての構成員、特定JVの場合は代表者のみでよい。)

② 労務費(労務賃金)を内訳明示する旨を記した誓約書の確認

- 発注者は、入札・契約手続き参加企業から(経常・特定JVの場合はJVとして)提出された**誓約書**を確認

①、②の両方とも満たす場合
加点:1点

企業の能力等において評価

(2) 工事成績評定(完成検査/工事成績評定時)

- 元請企業と下請企業間の見積書を確認
当面、1次下請け金額上位1社に加え、下請金額3,500万円以上(当初、変更含む。)の1次下請を対象とし確認

① 見積書に**労務費(労務賃金)**が内訳明示されていない場合

減点

受注者が総合評価方式の技術評価において加点された場合のみ

法令遵守等 8.その他で減ずる措置

② 見積書に加え**注文書**に**労務費(労務賃金)**が内訳明示されている場合

- ※ 工事完成日までに「**労務費見積り尊重宣言**」を公表した事実を確認できること

加点

受注者が総合評価方式の技術評価において加点されている場合に加えて、
加点がない場合でも、工事完成検査時において(2)②を満たす場合は加点対象とする

「5. 創意工夫」の「その他」において評価する。

4. 今後の展開

- 令和5年度以降、「総合評価方式の運用」に「**労務費見積り尊重宣言**」に関する事項を追加し、沖縄県土木建築部が総合評価方式で発注する建設工事で適用予定。→予定を前倒し、令和4年4月版「総合評価方式の運用」に追記済。適用工事は公告・入札説明書等に記載。